

○内閣府令第七十七号

火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）第二十条第二項の規定に基づき、火薬類の運搬に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年九月六日

内閣総理大臣 岸田 文雄

火薬類の運搬に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

火薬類の運搬に関する内閣府令（昭和三十五年総理府令第六十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

(防衛出動時等の適用除外)

第十九条 第十五条第一項第一号、第二号、第四号及び第五号並びに第十六条第一項の規定は、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、同法第七十七条の規定により出動待機命令を受け、又は同法第七十七条の二若しくは第七十七条の三の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等（同法第八条に規定する部隊等をいう。以下この条において同じ。）が火薬類を運搬する場合であつて、当該部隊等の任務遂行上これらの規定により難いときは、適用しない。この場合において、当該部隊等の長は、火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。

改正前

(防衛出動時の適用除外)

第十九条 第十五条第一項第一号、第四号及び第五号並びに第十六条第一項の規定は、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第七十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により出動を命ぜられた自衛隊の部隊等（同法第八条に規定する部隊等をいう。以下この条において同じ。）が火薬類を運搬する場合であつて、当該部隊等の任務遂行上これらの規定により難いときは、適用しない。この場合において、当該部隊等の長は、火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。

附 則

この府令は、公布の日から施行する。